



長野県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部 守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人一陽会	長野県飯田市北方3369番地1	北方の虹	長野県飯田市北方2210番地1	平成24年11月1日
訪問リハビリテーション	医療法人雨宮病院	長野県佐久市下小田切73番地	医療法人雨宮病院	長野県佐久市下小田切73番地	平成24年9月1日
居宅療養管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山トラストタワー37階	クオールひがしの薬局	飯田市鈴加町一丁目21番	平成24年11月1日
	医療法人春圭会春日医院	長野県伊那市高遠町西高遠1784-1	医療法人春圭会春日医院	長野県伊那市高遠町西高遠1784-1	平成24年10月1日
	井出多佳子	南佐久郡佐久穂町畑3400番地31	桜里堂薬局	長野県佐久市白田1244番地1	平成24年10月1日
通所介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松本波田	長野県松本市波田1527番地8	平成24年11月1日
	オアビス株式会社	長野県松本市寿中1丁目26番39号	ホームケアセンター松本神林	長野県松本市神林5096番地1	平成24年11月1日
	合同会社庵福祉サポート	長野県松本市大字島立4753番地	宅老所庵島内	長野県松本市大字島内2254番地1	平成24年9月1日
	株式会社ミヤマ	長野県上田市御嶽堂320番地2	通所介護センターみすみ	長野県上田市御嶽堂字下川原930番地2	平成24年11月1日
	株式会社一夢希	長野県諏訪市大字湖南4887番地1	宅老所いぶき	長野県諏訪市大字中洲2471番地1	平成24年11月1日
	合同会社しなの928	長野県中野市大字更科316-19	デイサービスセンターしなの928	長野県中野市大字三ツ和2204-3	平成24年9月1日
	社会福祉法人大志会	長野県千曲市森青田1024番地3	デイサービスセンターりんどう苑	長野県茅野市豊平1907-1	平成24年10月1日
	社会福祉法人博悠会	長野県上高井郡小布施町大字小布施10番地20	通所介護フランセーズ悠こうしょくデイサービスセンター	長野県千曲市大字粟佐1177番地	平成24年7月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人一陽会	長野県飯田市北方3369番地1	短期入所生活介護陽だまりの丘	長野県飯田市北方3369番地1	平成24年9月1日
	社会福祉法人大志会	長野県千曲市森青田1024番地3	特別養護老人ホームりんどう苑	長野県茅野市豊平1907-1	平成24年10月1日
	社会福祉法人博悠会	長野県上高井郡小布施町大字小布施10番地20	特別養護老人ホームフランセーズ悠こうしょく	長野県千曲市大字粟佐1177番地	平成24年7月1日
福祉用具貸与	株式会社ライフケア	長野県下伊那郡松川町元大島3158番地3	株式会社ライフケア	長野県下伊那郡松川町元大島3158番地3	平成24年7月1日
小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人一陽会	長野県飯田市北方3369番地1	北方の空	長野県飯田市北方2210番地1	平成24年11月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ	長野県岡谷市田中町1-9-19	ふれあいセンターよもぎ	長野県岡谷市田中町1-9-19	平成24年10月1日
株式会社一夢希	長野県諏訪市大字湖南4887番地1	いぶき居宅介護支援事業所	長野県諏訪市大字中洲2471番地1	平成24年11月1日
合同会社福祉サポートさくら坂	長野県安曇野市豊科光1708番地41	福祉サポートさくら坂	長野県安曇野市豊科光1708番地41	平成24年11月1日
特定非営利活動法人なかむら	長野県安曇野市穂高柏原1425番地1	ケアプランなかむら	長野県安曇野市穂高柏原1425番地1	平成24年10月1日
社会福祉法人平成会	長野県塩尻市大字宗賀1298番地92	居宅介護支援事業所なごみ松本	長野県松本市寿北5丁目34番地23号	平成24年9月1日

3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ライフケア	長野県下伊那郡松川町元大島3158番地3	株式会社ライフケア	長野県下伊那郡松川町元大島3158番地3	平成24年7月1日

4 地域包括支援センター

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
北相木村長	長野県南佐久郡北相木村2744番地	北相木村老人福祉複合センター	長野県南佐久郡北相木村1607番地1	平成24年9月1日

5 介護老人福祉施設

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人一陽会	長野県飯田市北方3369番地1	特別養護老人ホーム陽だまりの丘	長野県飯田市北方3369番地1	平成24年11月1日
社会福祉法人大志会	長野県千曲市森青田1024番地3	特別養護老人ホームりんどう苑	長野県茅野市豊平1907-1	平成24年10月1日
社会福祉法人博悠会	長野県上高井郡小布施町大字小布施10番地20	特別養護老人ホームフランセーズ悠こうしょく	長野県千曲市大字粟佐1177番地	平成24年7月1日

6 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	社会福祉法人一陽会	長野県飯田市北方3369番地1	北方の虹	長野県飯田市北方2210番地1	平成24年11月1日
介護予防訪問看護	辰野町長	長野県上伊那郡辰野町中央1番地	町立辰野病院	長野県上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5	平成24年10月1日
介護予防訪問リハビリテーション	辰野町長	長野県上伊那郡辰野町中央1番地	町立辰野病院	長野県上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5	平成24年10月1日
介護予防居宅療養管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山トラストタワー37階	クオールひがしの薬局	飯田市鈴加町一丁目21番	平成24年11月1日
	井出多佳子	南佐久郡佐久穂町畑3400番地31	桜里堂薬局	長野県佐久市白田1244番地1	平成24年10月1日
介護予防通所介護	北相木村長	長野県南佐久郡北相木村2744番地	北相木村老人福祉複合センターみどり	長野県南佐久郡北相木村1607番地1	平成24年9月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松本波田	長野県松本市波田1527番地8	平成24年11月1日

	オアビス株式会社	長野県松本市寿中1丁目26番39号	ホームケアセンター松本神林	長野県松本市神林5096番地1	平成24年11月1日
	合同会社庵福祉サポート	長野県松本市大字島立4753番地	宅老所庵島内	長野県松本市大字島内2254番地1	平成24年9月1日
	株式会社ミヤマ	長野県上田市御嶽堂320番地2	通所介護センターみすみ	長野県上田市御嶽堂字下川原930番地2	平成24年11月1日
	株式会社一夢希	長野県諏訪市大字湖南4887番地1	宅老所いぶき	長野県諏訪市大字中洲2471番地1	平成24年11月1日
	合同会社しなの928	長野県中野市大字更科316-19	デイサービスセンターしなの928	長野県中野市大字三ツ和2204-3	平成24年9月1日
	社会福祉法人大志会	長野県千曲市森青田1024番地3	デイサービスセンターりんどう苑	長野県茅野市豊平1907-1	平成24年10月1日
	社会福祉法人博悠会	長野県上高井郡小布施町大字小布施10番地20	通所介護フランチーズ悠こうしよくデイサービスセンター	長野県千曲市大字栗佐1177番地	平成24年7月1日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人大志会	長野県千曲市森青田1024番地3	特別養護老人ホームりんどう苑	長野県茅野市豊平1907-1	平成24年10月1日
	社会福祉法人博悠会	長野県上高井郡小布施町大字小布施10番地20	特別養護老人ホームフランチーズ悠こうしよく	長野県千曲市大字栗佐1177番地	平成24年7月1日
介護予防福祉用具貸与	株式会社ライフケア	長野県下伊那郡松川町元大島3158番地3	株式会社ライフケア	長野県下伊那郡松川町元大島3158番地3	平成24年7月1日
介護予防小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人一陽会	長野県飯田市北方3369番地1	北方の空	長野県飯田市北方2210番地1	平成24年11月1日

7 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ライフケア	長野県下伊那郡松川町元大島3158番地3	株式会社ライフケア	長野県下伊那郡松川町元大島3158番地3	平成24年7月1日

地域福祉課

長野県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成25年2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
					新	旧	
訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番	ニチイケアセンター松本波田	松本市波田1527番地8	ニチイケアセンター松本波田 松本市波田1527番地8	ニチイケアセンター松本島立 松本市島立1127-5吉澤ビル2階	平成24年11月1日
	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ飯田	長野県飯田市上郷別府3327-11	ツクイ飯田	総合福祉ツクイ飯田	平成24年8月1日

訪問入浴介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ飯田	長野県飯田市上郷別府3327-11	ツクイ飯田	総合福祉ツクイ飯田	平成24年8月1日
通所介護	社会福祉法人 中信社会福祉協会	松本市梓川梓2288番地3	宅幼老所 都波岐の杜	松本市小屋南1丁目43番地18号	松本市小屋南1丁目43番地18号	松本市芳川村井町205番地54	平成24年11月1日
	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ飯田	長野県飯田市上郷別府3327-11	ツクイ飯田	総合福祉ツクイ飯田	平成24年8月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
				新	旧	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番	ニチイケアセンター松本波田	松本市波田1527番地8	ニチイケアセンター松本波田 松本市波田1527番地8	ニチイケアセンター松本島立 松本市島立1127-5吉澤ビル2階	平成24年11月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
					新	旧	
介護予防訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番	ニチイケアセンター松本波田	松本市波田1527番地8	ニチイケアセンター松本波田 松本市波田1527番地8	ニチイケアセンター松本島立 松本市島立1127-5吉澤ビル2階	平成24年11月1日
	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ飯田	長野県飯田市上郷別府3327-11	ツクイ飯田	総合福祉ツクイ飯田	平成24年8月1日
介護予防訪問入浴介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ飯田	長野県飯田市上郷別府3327-11	ツクイ飯田	総合福祉ツクイ飯田	平成24年8月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人 中信社会福祉協会	松本市梓川梓2288番地3	宅幼老所 都波岐の杜	松本市小屋南1丁目43番地18号	松本市小屋南1丁目43番地18号	松本市芳川村井町205番地54	平成24年11月1日
	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ飯田	長野県飯田市上郷別府3327-11	ツクイ飯田	総合福祉ツクイ飯田	平成24年8月1日

地域福祉課

長野県告示第76号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成25年2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称

所 在 地

指定した年月日

長野県厚生農業協同組合連合会
佐久総合病院（心臓脈管外科）

佐久市臼田197

平成25年2月1日

クスリのアオキ栗佐薬局

千曲市大字栗佐字宮西1258-1

平成25年2月1日

日本調剤松本薬局

松本市島立2100-3

平成25年2月1日

はばさか薬局

飯田市羽場坂町2345-39

平成25年2月1日

障害者支援課

長野県告示第77号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院（口腔）	佐久市臼田197	平成25年2月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院（腎臓）	佐久市臼田197	平成25年2月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院（免疫）	佐久市臼田197	平成25年2月1日
松本協立病院（心臓脈管外科）	松本市巾上9-26	平成25年2月1日
伊那中央病院（整形外科）	伊那市小四郎久保1313番地1	平成25年2月1日
こじま矯正歯科クリニック	上田市緑が丘1-1-16	平成25年2月1日
（株）アルプス薬局	上伊那郡南箕輪村1284-9	平成25年2月1日
たぐち薬局	上田市住吉312-14	平成25年2月1日

障害者支援課

長野県告示第78号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
訪問看護ステーション希望 上高井郡小布施町851番地の4	訪問看護ステーションおぶせ 上高井郡小布施町851番地の4	平成23年8月1日
飯田下伊那薬剤師会会営薬局 飯田市知久町4-1206	飯田下伊那薬剤師会会営薬局 飯田市知久町3-1210-1	平成24年11月23日

障害者支援課

長野県告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

東筑摩郡山形村7765の1、7765の4、7765の5、字清水高原7598の129、字堂ヶ入7763の2、7763の36、7763の38、7763の40、7763の42、7763の46、7763の48、7763の63、7763の65、7763の67、7763の68、7763の70、7763の73、7763の75、7763の78、7763の79、

7763の81、7763の82、字曾倉7766の1から7766の4まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

7765の1、7765の4、7765の5、字堂ヶ入7763の2、7763の36、7763の38、7763の40、7763の42、7763の46、7763の48、7763の63、7763の65、7763の67、7763の68、7763の75、7763の78、7763の79、7763の81、7763の82、字曾倉7766の1（次

の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第80号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号のイの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道松川大鹿線	下伊那郡大鹿村大河原58番の1地先から 下伊那郡大鹿村大河原4203番の14地先まで

2 指定する期日 平成25年4月1日

道路管理課

長野県告示第81号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めます。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道117号	長野市豊野町蟹沢字高岡97番の1地先から 長野市豊野町蟹沢日影1308番の1地先まで
一般国道153号	上伊那郡中川村片桐136番の1地先から 駒ヶ根市赤穂14686番の9地先まで
一般国道153号	伊那市山寺129番の18地先から 上伊那郡南箕輪村7767番の1地先まで
県道松本環状高家線	松本市大字神林字正木香2722番の12地先から 松本市大字神林字正木香2758番の1地先まで
県道伊那インター線	伊那市御園1243番の2地先から 伊那市山寺129番の18地先まで
県道中野豊野線	中野市大字立ヶ花字清水山裏371番の3地先から 長野市豊野町大字日影1342番の1地先まで

2 指定する期日 平成25年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路管理課

長野県告示第82号

平成19年長野県告示第297号(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部を次のとおり改正します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部守一

2中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

3中「次に」を「新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次の」に改める。

建築指導課

長野県木曾地方事務所告示第1号

木曾広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成25年1月22日付けで許可しました。

平成25年2月28日

長野県木曾地方事務所長 大月 洋一

市町村課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 川上佐久線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字赤屋4043番の1地先から南佐久郡佐久穂町大字海瀬字堀込3350番の1地先まで	旧	4.0~7.5 m	1.2765 km
同上		4.0~7.5 m	1.2765 km
南佐久郡佐久穂町大字畑281番の1地先から南佐久郡佐久穂町大字海瀬字堀込3350番の1地先まで	新	11.8~29.4 m	1.6269 km

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 諏訪白樺湖小諸線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字権塚20番の3地先から北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字雨境上4番の6地先まで	旧	8.2~19.0 m	1.2000 km
同上	新	10.6~20.2 m	1.2000 km

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有明大町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高有明8952番の9地先から安曇野市穂高有明7554番の1地先まで	旧	6.0~16.7 m	0.8685 km
同上	新	6.0~21.3 m	0.8644 km

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県須坂建設事務所長 塩入 信一

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字米持字大道上北ノ割286番の1地先から須坂市大字米持字大道上北ノ割279番の2地先まで	旧	13.4~15.9 m	0.0426 km
同上	新	13.8~16.3 m	0.0426 km

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 新田春木線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字小河原字別府組沖2456番の6地先から須坂市大字小河原字北組沖1493番の1地先まで	旧	4.8~19.0 m	0.9436 km
同上	新	6.1~30.2 m	0.9436 km

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 相之島高山線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字日滝4811番の1地先から須坂市大字日滝4913番の1地先まで	旧	6.0~18.0 m	0.6839 km
同上	新	11.5~23.0 m	0.6839 km

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1 路線名 諏訪白樺湖小諸線
- 2 供用を開始する区間
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字横堰20番の3地先から
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字雨境上4番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年2月28日

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

- 1 路線名 有明大町線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市穂高有明8952番の9地先から
安曇野市穂高有明8957番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年2月28日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月28日

長野県須坂建設事務所長 塩入 信一

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間
須坂市大字米持字大道上北ノ割286番の1地先から
須坂市大字米持字大道上北ノ割279番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年2月28日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (6) 全県機関規模（数千人規模）のネットワーク運用管理業務経験を2年以上有し、かつ、ハード及びソフトの保守経験を有する者を1名以上配置することができる者であること。
 - (7) システムエンジニアとしての業務経験を5年以上有する者を1名以上配置することができる者であること。
 - (8) リナックス技術者認定試験（LPIC）レベル2の資格相当以上の技術を有する者を1名以上配置することができる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）